

○ 平成七年郵政省告示第百八十三号（免許人又は登録人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人又は登録人がする無線局の運用とする場合を定める件）新旧対照表

改正案	現行
<p>免許人又は登録人（電波法昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十七条の二十三に規定する登録人をいう。以下同じ。）から無線局（放送をする無線局を除く。以下同じ。）の運用を行う免許人又は登録人以外の者（以下「運用者」という。）に対して、電波法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているものであつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 アマチュア局であつて、次の各号に掲げる運用方法によるもの</p> <p>1 （略）</p> <p>2 運用者は、運用しようとするアマチュア局の免許人の立ち会いの下で、かつ、当該アマチュア局の免許の範囲内で運用するものであること。ただし、運用しようとする社団であるアマチュア局の免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立ち会いを要しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>免許人又は登録人（電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十七条の二十三に規定する登録人をいう。以下同じ。）から無線局（放送をする無線局を除く。以下同じ。）の運用を行う免許人又は登録人以外の者（以下「運用者」という。）に対して、電波法及びこれに基づく命令の定めるところによる無線局の適正な運用の確保について適切な監督が行われているものであつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 アマチュア局であつて、次の各号に掲げる運用方法によるもの</p> <p>1 （略）</p> <p>2 運用者は、運用しようとするアマチュア局の免許人の立ち会いの下で、かつ、当該アマチュア局の免許の範囲内で運用するものであること。</p> <p>3 （略）</p> <p>三 （略）</p>